

西東京市立小学校外国語科等指導業務・中学校外国語科指導業務に係る外国語指導助手（A L T）労働者派遣元事業者選定実施要領【募集要項】

令和 8 年 2 月

西 東 京 市

## 目次

|    |                 |    |
|----|-----------------|----|
| 1  | 目的              | 3  |
| 2  | 選定方法            | 3  |
| 3  | 参加資格            | 3  |
| 4  | 履行期間            | 4  |
| 5  | 提案限度額           | 4  |
| 6  | 日程              | 4  |
| 7  | 参加意向申出          | 5  |
| 8  | 実施要領に関する質問      | 5  |
| 9  | 企画提案書等仕様        | 5  |
| 10 | 企画提案書の提案内容・作成概要 | 6  |
| 11 | 第一次審査           | 6  |
| 12 | 第二次審査           | 9  |
| 13 | 結果の公表           | 10 |
| 14 | 決定手続            | 10 |
| 15 | 欠格事項            | 11 |
| 16 | その他             | 11 |

17 企画書提出先・問合せ先 ..... 11

# 西東京市立小学校外国語科等指導業務・中学校外国語科指導業務に係る外国語指導助手（A L T）労働者派遣元事業者選定実施要領【募集要項】

## 1 目的

本市では外国語科授業、外国語教育等の充実のほか、外国語や外国の文化に慣れ親しみ、児童生徒の国際性の向上を図ることを目的に、市立小学校の外国語科等授業及び市立中学校の外国語科授業の時間に英語を指導するための外国語指導助手（以下「A L T」という。）を導入している。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの本業務の実施にあたり、A L Tの導入と指導を円滑に行うことができるA L Tの派遣元事業者を選定するため実施する。

## 2 選定方法

事業者の選定は、西東京市立小学校外国語科等指導業務・中学校外国語科指導業務に係る外国語指導助手（A L T）労働者派遣元事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における二段階方式で行う。一次は書類審査を行い、二次は一次を通過した者に対してプレゼンテーション審査を行う。

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の特例猶予を受けている場合はその旨を証する書類（納税の猶予許可通知書等）を提出すること。
- (3) 参加意向申出時点において、西東京市的一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 参加意向申出時点において、西東京市暴力団排除条例（平成24年西東京市条例第20号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者と認められないこと。
- (5) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日施行）による入札参加排除措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (6) 参加意向申出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (7) 参加意向申出時点において、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 参加意向申出時点において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に

に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定を締結しており、履行期間において協定を継続する意向があること。

- (9) 参加意向申出時点において、公序良俗に反する事業を行おうとする者でないこと。
- (10) 参加意向申出時点において、特定の個人、政党、宗教団体の支援を行おうとする者でないこと。

#### 4 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※適切に行われていると市が判断する場合は、契約期間を最大 4 回更新することができる。

#### 5 提案限度額

小学校外国語科等指導業務は 1 日一人当たり 28,700 円（消費税及び地方消費税抜き）

中学校外国語科指導業務は 1 日一人当たり 28,700 円（消費税及び地方消費税抜き）

※提案は上記の限度額を超えてはならない。

#### 6 日程

| 内 容                   | 期 間  | 備 考                                |
|-----------------------|--|------------------------------------|
| 公募開始                  | 令和 8 年 2 月 2 日（月）                                      | 西東京市ホームページにより公募                    |
| 参加意向申出及び質問受付期間        | 令和 8 年 2 月 2 日（月）午前 9 時から<br>令和 8 年 2 月 5 日（木）午後 1 時まで | メール受付                              |
| 質問回答日                 | 令和 8 年 2 月 9 日（月）                                      | メール回答                              |
| 企画提案書等受付期限            | 令和 8 年 2 月 12 日（木）午後 5 時                               | 郵送又は窓口へ持参                          |
| 一次審査<br>(書類審査)        | 令和 8 年 2 月 16 日（月）                                     |                                    |
| 一次審査結果通知              | 令和 8 年 2 月 17 日（火）                                     | メール通知                              |
| 二次審査<br>(プレゼンテーション審査) | 令和 8 年 2 月 19 日（木）                                     | ※開始時間等について<br>は、第一次審査を通過した事業者に別途通知 |
| 二次審査結果通知              | 令和 8 年 2 月 24 日（火）                                     | メール通知                              |

## 7 参加意向申出

本公募型プロポーザルへの参加に当たっては、次により参加の意思表示を行うこと。なお、参加申込後に辞退をする場合は、(様式5) 参加辞退届を提出すること。

### (1) 受付方法

E-mailによる受付のみ。件名を「ALTプロポーザル参加意向申出(社名)」とし、(社名)には事業者名を入力し、参加意向申出書(様式1)を添付し受付先に送信する。

### (2) 受付先

17に同じ

### (3) 受付期間

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後1時まで

## 8 実施要領に関する質問

### (1) 受付方法

E-mailによる受付のみ。件名を「ALTプロポーザルに関する質問(社名)」とし、(社名)には事業者名を入力し、本文に次の内容を入れ受付先に送信する。

ア 質問

イ 社名

ウ 回答を受ける窓口の部署名

エ 回答を受け付ける者の氏名

オ 電話番号

カ E-mailアドレス

### (2) 受付先

17に同じ

### (3) 受付期間

7(3)に同じ

### (4) 回答日

令和8年2月9日(月)

### (5) 回答方法

参加意向申出のあった事業者に対し全ての質問及び回答をE-mailで回答

## 9 企画提案書等仕様

### (1) 次の書類を指定した部数の紙面により提出すること

ア 企画提案提出書(様式2) 1部

イ 企画提案書(様式任意) 8部

(うち1部は社名入り、7部は社名なしとする)

ウ 会社概要表(様式3) 1部

エ 実績表（様式4）

1部

※直近5年間の実績のみを記載すること。また、記載内容等が確認できる書類（契約書の写し等）を各1部添付すること。

オ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第30条の4第1項の規定に基づく労使協定を締結していることが確認できる書類（労使協定書の写し等） 1部

カ 見積書 小学校・中学校 各1部

**(2) 見積書の条件**

ア 小学校外国語科等指導業務・中学校外国語科指導業務ごとに各1部作成すること。

イ 見積書は、別紙仕様書（案）を参考に消費税相当分を含め積算すること。

ウ 宛名は「西東京市長 池澤隆史」とする。

エ 人件費（単価・工数・作業内容）、社会保険料、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用 一切の経費が含まれるものとし、単価内訳については可能な限り詳細に記載すること。

**(3) 受付期限**

令和8年2月12日（木）午後5時（必着）

**(4) 受付方法**

郵送又は窓口へ持参

**(5) 受付先**

17に同じ

## 10 企画提案書の提案内容・作成概要

**(1) 企画提案書の提案内容**

「11 第一次審査（2）評価基準」の項目毎に、（1）から（6）までの順に作成すること。

※上記のほか、必要と思われる調査内容や有効な提案等の自由提案を含めること。

**(2) 企画提案書の作成概要**

ア 表題は「西東京市立小学校外国語科等指導業務・中学校外国語科指導業務に係る外国語指導助手（ALT）労働者派遣」とし、A4判両面印刷24ページ以内（表紙、目次、裏表紙はページ数に含まない）とする。なお、資料が分かり易いように項目毎にインデックスを付け、フラットファイル等に綴ること。

イ 文中の文字サイズ・色は指定しない。

ウ 言語、通貨、時間の単位は、日本語、日本円、日本の標準時間等とする。

## 11 第一次審査

**(1) 審査方法**

企画提案者から提出された応募書類、企画提案書の内容について、評価基準に基づき、委員

による審査・採点を行う。

なお、応募者数が多数となった場合は、第一次審査の際に応募者の中から上位3社以内を選定し、第一次審査通過者に対して第二次審査を行う。

## (2) 評価基準

評価は、企画の優秀性及び価格の低廉性について、次の基準又は方法により点数化する。

### ア 企画点 (500点満点)

#### (ア) 配点

| 審査内容   | 評価項目  | 配点  |
|--|---|-----|
| (1) 本市の小学校外国語科等指導業務・中学校外国語科指導業務に対する貴社の考え方    | 1 外国語教育に対する教育的意義を理解しているか。   | (2) |
|  | 2 本市にとって望ましい外国語教育の方法を提案しているか。   | (2) |
| (2) 本業務における貴社の優位性、独創性、特徴                     | 3 本業務の履行にあたり、他社にない優位性、独創性があるか。  | (3) |
|  | 4 同種・類似の派遣業務実績は十分か。   | (2) |
| (3) 小学校・中学校それぞれの仕様書(案)の「3 業務内容等」に係る具体的な実施方法  | 5 ALTの学習指導要領の内容の理解は十分か。   | (2) |
|  | 6 指導内容に関する具体的な企画や提案があるか。  | (2) |
|  | 7 授業外での多様なALT活用プランの提案があるか。  | (3) |
|  | 8 各学校や各クラスの実情に合わせた教材や資料の提供が可能か。   | (2) |
| (4) 小学校・中学校それぞれの仕様書(案)の「3 業務内容等」以外に必要と思われる項目 | 9 ALTに対して日本の教育現場で働くことを意識づけているか。   | (1) |
|  | 10 ALTは派遣として勤務することについて、業務委託と比較して理解できているか。   | (2) |
|  | 11 「個人情報の保護に関する法律」や「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」など業務を受託する上での関係法令の遵守の取組が充実しているか。 | (2) |
| (5) 本業務の履行に係る貴社の体制                           | 12 派遣業務における社内体制は妥当か(派遣労働者の在籍数等)。  | (2) |
|  | 13 ALTの採用基準及び採用方法は妥当か。  | (2) |
|  | 14 ALTに対して指導力向上のための研修を行つ  | (1) |

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
|                  | ているか。  |   |
|                  | 15 ALTが突発的に従事困難となった場合における学校への円滑な連絡やサポート体制は十分か。 | ② |
|                  | 16 学校や教育委員会への迅速な連絡、円滑な対応を取るための体制は十分か。          | ② |
|                  | 17 本市の専任担当者の配置、役割は十分か。                         | ② |
|                  | 18 ALTによる不適切な指導や事故の未然防止策に関する取組は十分か。            | ② |
|                  | 19 事故発生時、事故発生後の対応方法は十分に整備されているか。               | ② |
| (6) 本業務の履行スケジュール | 20 初年度履行スケジュールに無理はないか。                         | ② |

企画点合計 500 点

#### (イ) 採点方法

提出書類、企画提案内容を評価項目ごとに評価し、次のとおり採点する。

また、20 項目のうち、一つでも E 評価となった場合は、失格とする。

| 評価 | 評価の基準   | 配点① | 配点② | 配点③ |
|----|---------|-----|-----|-----|
| A  | 最も優れている | 30  | 25  | 20  |
| B  | 優れている   | 25  | 20  | 15  |
| C  | 標準      | 20  | 15  | 10  |
| D  | やや劣っている | 10  | 5   | 5   |
| E  | 劣っている   | 0   | 0   | 0   |

#### (ウ) 集計方法

全委員の企画点の合計点数の平均を当該業者の得点とする。小数点以下については、第1位を四捨五入する。

#### イ 価格点 (100 点満点)

価格点は次の方法により算出する。小数点以下については、第1位を四捨五入する。小学校外国語科等指導業務 (50 点満点)・中学校外国語科指導業務 (50 点満点) 別々に計算する。

$$\text{価格点} = (\text{最低見積額} \div \text{当該業者の見積額}) \times 50$$

なお、見積額が本業務に係る提案上限額 (小学校 28,700 円 : 消費税抜き、中学校 28,700 円 : 消費税抜き) を超えている場合は、失格とする。また、見積額が提案上限額の 50% 未満であるなど、不当なダンピングと思われる見積書を提出した場合は、選定委員会で協議

し、必要に応じて価格点を減点する。

### (3) 上位3社までの選定

企画点と価格点を合計し、上位3社を選定する。

参加事業者が3社以内の場合は、点数付けをし、全事業者合格とする。

## 12 第二次審査

一次審査で選定された事業者には、提出した企画提案書について、次のとおりプレゼンテーションの機会を設ける。

### (1) 審査方法

ア プrezentationの内容について、評価基準に基づき、委員による審査・採点を行う。  
イ プrezentationの時間は15分以内（機器接続時間は含まない。）とし、選定委員会からの質疑の時間を、別に15分程度設ける。プレゼンテーションにおいては、実際の業務担当者が説明を行うこととし、入室できる人数は3名までとする。なお、説明に際し、市のプロジェクタ、スクリーンを使用することができる（HDMI端子使用可）。パソコン等は事業者が用意し、機器接続等準備時間は5分程度とする。

### (2) 評価基準

プレゼンテーション点（300点満点）

#### （ア）配点

| 評価項目                                       | 配点 |
|--|----|
| (1)本市の小学校外国語科等指導業務・中学校外国語科指導業務に対する貴社の考え方   | ②  |
| (2)本業務における貴社の優位性、独創性、特徴                    | ②  |
| (3)小学校・中学校それぞれの仕様書（案）の「3業務内容等」に係る具体的な実施方法  | ②  |
| (4)小学校・中学校それぞれの仕様書（案）の「3業務内容等」以外に必要と思われる項目 | ②  |
| (5)本業務の履行に係る貴社の体制                          | ①  |

|                  |   |
|------------------|---|
| (6) 本業務の履行スケジュール | ③ |
|------------------|---|

#### (イ) 採点方法

プレゼンテーションの内容を評価項目ごとに評価し、次のとおり採点する。

また、6項目のうち、一つでもE評価となった場合は、失格とする。

| 評価 | 評価の基準   | 配点① | 配点② | 配点③ |
|----|---------|-----|-----|-----|
| A  | 最も優れている | 70  | 50  | 30  |
| B  | 優れている   | 50  | 40  | 20  |
| C  | 標準      | 30  | 30  | 15  |
| D  | やや劣っている | 10  | 10  | 10  |
| E  | 劣っている   | 0   | 0   | 0   |

#### (ウ) 集計方法

全委員のプレゼンテーション点の合計点数の平均を当該業者の得点とする。小数点以下については、第1位を四捨五入する。

#### (3) 最優秀提案者の選定

第一次審査の得点と第二次審査の得点を合計（900点満点）し、最も点数の高い業者を最優秀提案者とする。また、提案業者が1社の場合でも審査を実施し、第一次審査の得点と第二次審査の得点の合計が450点に満たない場合は、事業を実施する候補事業者の選定は行わない。

### 13 結果の公表

選定結果に関する情報は、西東京市ホームページにて公表する。

### 14 決定手続

#### (1) 市は、選定委員会による最優秀提案者の選定結果を基に、優先交渉権者を決定する。

ただし、最優秀提案者が辞退やその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、優秀提案者（次点候補者）を優先交渉権者とする。

また、優先交渉権者との協議・調整の過程で、本業務の実施が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損う等により委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、優先交渉権者の決定を取り消すこととする。

#### (2) 契約に当たっては、別紙仕様書（案）及び提案内容、見積書を踏まえ、仕様書の作成及び業務価格について協議を行い、協議が整った場合に、市と随意契約により委託契約を締結することとする。

- (3) 協議に当たっては、提出された企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
- (4) 契約に関する手続については、西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号）に基づくものとする。

## 15 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 要領以外の行為

本要領に定める手続き、方法以外で審査員又は関係者に企画提案競技に対する援助を求める場合

- (2) 提出書類の不備

- ア 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- イ 様式及び注意事項に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 記載すべき事項以外が記載されている場合
- オ 虚偽の内容が記載されている場合

## 16 その他

- (1) 企画提案競技の参加に要する費用については、西東京市は一切負担しない。
- (2) 企画提案書の提出は、1社につき1つの案とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の提出書類の変更・差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は審査等において必要な場合、複写することがある。
- (5) 提案された企画書等は返却しない。
- (6) 企画提案書の提出は期限厳守とする。ただし、提出期限までに遅延する旨の連絡があり、その理由が止むを得ないと認められる場合はこの限りではない。
- (7) 提出された企画提案書等は、次のいずれかの場合を除き、事業者選定以外の目的に使用しない。
  - ア 提案者の同意があった場合
  - イ 西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号）による公文書の開示請求があった場合

## 17 企画書提出先・問合せ先

西東京市教育部教育指導課指導係 前田・浅見・藤澤

〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎

電話 042-420-2827（直通） FAX 042-420-2891

E-mail shidou@city.nishitokyo.lg.jp